

退去に関する注意事項

1.退去届書の提出

退去予定日の1か月前等（期日）までに、右の「退去届」を切り取り、必ず当社へ持参、（電話連絡後、FAX送付可）または、配達記録等の方法による郵送を行ってください。

期日までに退去届出がない場合は、1か月分の賃料を支払わなければなりませんので、早めにお知らせください。

2.公共料金の支払い

電気代、水道代、ガス代などの解約連絡や使用料金（日割り分など含む）の支払いのため、退去の7日前までには、電気・水道・ガス会社などの支払い先に連絡をしてください。

3.退去の立会い

お部屋に家財道具など一切の荷物が無い状態で「退去の立会い」を行いますのでお引越しの日時が決まりましたら、お知らせください。

直前にご連絡をいただきますと、お客様とのご予定が合わずにお待ちいただく場合もございますので、なるべく早めにご連絡ください。

4.鍵の返還

鍵は、退去立会時に返却を受けます。

返却が退去日となりますので、返却が翌月になった場合は翌月分の家賃を徴収いたしますのでご注意ください。

※なお、お客様への敷金のご清算は、物件によっては1～2か月程度の期間を要する場合がございますので、ご了承ください。

熊本市中央区水道町9番25号

合資会社 片岡不動産

TEL 096-354-4511

FAX 096-322-0379

退去届

| | |
|--------------|---|
| 物件名 | |
| 退去理由 | |
| 退去年月日 | 令和 年 月 日 |
| 引越し予定日 | 令和 年 月 日 |
| 敷金返却の 連絡先 | 住所 担当者名（法人契約の場合） TEL FAX 携帯 |
| 敷金返却の 振込先 | 銀行 支店 1.普通 2.当座 口座番号 口座名義 |
| 家賃入金 | 令和 年 月 日 |
| 家賃送金方法 | 1.振込 2.自動振替 3.自動送金 |

上記のとおり、退去確定しましたので、お知らせいたします。

もし、これを取消したり又は、明渡し日延期によりご迷惑をかけた場合には、違約金として家賃の1か月分を支払うことを了解します。

令和 年 月 日

住所：

氏名：

※あなた様の契約者との続柄に当てはまるものを○で囲んでください。

契約者本人・連帯保証人・契約者以外の入居者・代理人()

キ
リ
ト
リ

キ
リ
ト
リ

キ
リ
ト
リ